

平成27年度の介護報酬改定に向け、議論を開始 ～ 社会保障審議会介護給付費分科会

第100回社会保障審議会介護給付費分科会（分科会長：田中滋慶應義塾大学名誉教授）が4月28日に開催され、平成27年度の介護報酬改定に向けた審議が始まりました。第101回（5月23日）同会では、「定期巡回・随時対応サービス」「小規模多機能型居宅介護」「複合型サービス」「訪問看護」を、第102回（6月11日）同会では、「認知症への対応」「高齢者の住まい（集合住宅におけるサービス提供を含む）」とテーマするなど、「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告」や平成25年12月に同介護保険部会がまとめた意見書「介護保険制度の見直しに関する意見」に盛り込まれた項目を中心に月2回程度のペースで会合を持ち、今年の12月に次期報酬に関する基本方針をまとめる予定としています。

今後の進め方としては、夏頃までに業界団体などへのヒアリングと議論、以降は、在宅及び施設サービスについての検討が行われるスケジュールとなっており、議論の具体的なテーマとしては、上記の会合で採り上げられたもののほかに、「在宅・施設サービスにおける医療提供のあり方」「リハビリ・予防サービス」「ケアマネジメント」「区分支給限度基準額」「補給給付の基準費用額」「処遇改善」「地域区分」などの10項目が示されました。

次回の報酬改定では、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護連携による在宅サービス提供の拡充などが中心となる一方、制度を維持する財源を確保するための給付費抑制、人材確保に向けた処遇改善などさまざまな課題が論点となっています。

障害福祉報酬改定の検討チームの立ち上げなど ～ 社会保障審議会障害者部会

第56回社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）が5月16日に開催され、①「障害児支援の在り方に関する検討会の関係団体ヒアリング」について②「平成27年度障害福祉報酬改定の検討チーム」について③「障害福祉計画に係る基本指針」についての3点に係る報告がありました。

なかでも②の「平成27年度障害福祉報酬改定の検討チーム」については、来年度の報酬改定に向けて、障害福祉サービス等に係る報酬の客観性・透明性の向上を図りつつ、必要な検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を得て公開の場で検討を行うことが事務局より報告されました。

検討チームの進め方として、ア) 会合は一般傍聴も可能として資料や議事録はホームページ上で公開する、イ) 議論の状況は障害者部会に報告し、そこで出た意見を検討チームにフィードバックす

る、ウ) 障害福祉サービス等経営実態調査の結果（10月末とりまとめ予定）を参考にする、エ) 障害者総合支援法施行後3年目途の検討項目や附帯決議の内容も見据えながら検討を進めるとの説明があり、来年3月に告示公布、関係通知発出、4月に施行というスケジュールが示されました。

消費増税により非課税品目のメーカーの経営が苦境に

この春、消費税率が8%となり、来春には10%へのさらなる引き上げが予定されています。

この影響として、車いすなど消費税が非課税となっている品目については、利用者は税金部分を支払わずに購入できるものの、こうした製品を扱うメーカーでは、原材料の仕入れにかかった増税部分を価格に転嫁できずに各社で負担する状況が生じ、経営を圧迫するケースも少なくないことがマスコミなどでも報じられています。

こうした状況を踏まえ、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）では、平成26年2月に業界会員宛に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）」を示して、今回の消費税の引き上げに際して「消費税転嫁対策特別措置法」が平成25年10月1日から施行されているものの、公正取引委員会及び経済産業省の調査では製造業及び卸売業・小売業において消費税の転嫁拒否等の行為が行われているとの声が多く寄せられており、各団体において消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう会員に対し周知徹底するよう同省・同委員会から要請があった旨をあらためて連絡したほか、厚生労働省の担当者も「仕入れにかかった消費税分は価格に転嫁できる」との説明を行っています。

しかしながら、こうした機器を利用する高齢者や障害者への配慮もあってか、大半のメーカーが消費税の転嫁をせず、価格を据え置いて販売しているのが実態だと報道もされています。

このままでは、国内から部品を仕入れないで済む（＝原材料費などの消費税を負担せずに済む）海外へと生産拠点を移し、完成した製品を輸入するといった方法を探らざるを得ない状況にもつながりかねず、具体的な対応が待たれるところだといえます。

農林水産省「介護食品のあり方に関する検討会議」の議論進む

在宅介護用や高齢者・障害者むけに利用者の視点からの「新たな介護食品」について検討している農林水産省が5月26日に開催した「介護食品のあり方に関する検討会議」に提示した今後のワーキングチーム（WT）のスケジュール案などによると、介護食品の販売などに関するガイドラインの年度内の策定や、今年の「介護の日」（11月11日）頃を目途に「介護食品」の愛称を公表することなどが予定されていることが明らかになりました。

同検討会議の各WTの動きとしては、今年3月に、「定義に関するWT」が「新しい介護食品」の考え方を取りまとめ、介護食品は、咀嚼やえん下など食機能に問題がある人や食機能に問題はないが栄養状態が不良である人が対象で、高齢者だけでなく障害者など幅広い対象のものであると位置付けた一方、医師の判断で提供される治療食や病院食、錠剤やカプセル形態のものなどは対象から除外することとしました。

さらに、その後の「認知度向上に関するWT」では、「介護食品」の愛称について、今年の8月から9月にかけて意見を募集し、11月に開かれる認知度向上シンポジウムで公表する方針を決定したほか、選択方式で個人の身体状況などに合った介護食品のカテゴリーまで辿り着ける早見表（フローチャート）の素案の内容についての検討も開始しています。

介護食品といっても、個人の状態によって商品を選択する必要があるため、どれが適当なのかの判断が難しいことから、同省では、店頭で店員が相談を受けた際の利用などを想定し、「噛むことに悩みがある」「弱い力なら噛める（がんもどきの含め煮）」「歯ぐきでつぶせる程度のは食べられる（もめん豆腐）」などの場合の選択肢と具体的な食品例を示し、噛める程度によって適切な食品区分に誘導できるフローチャートの作成により、こうした問題の解決を図りたいとしています。

同検討会議では、7月以降は、介護食品の販売などを議題とする「提供方法に関するWT」や、地域包括ケアシステムにおける介護食品の位置付けなどを検討する「社会システムに関するWT」の定期的な開催を進め、年度末には介護食品の販売などに関するガイドライン（介護食品の提供に関する基本的考え方）を公表することを予定しています。

兵庫県で筋電義手貸し出しのバンクを設立 ～ 資金のための寄付を呼びかけ

兵庫県は6月9日に、筋肉が動くとき生じる微量の電気信号を利用して動かす子ども用の「筋電義手」を低額で貸し出す制度（筋電義手バンク）を同16日に創設すると発表しました。他の医療機関への義手の貸し出しなどをつうじて訓練の機会を増やし、普及を図っていくことが目的で、全国で初の試みとなります。

兵庫県立リハビリテーション中央病院（神戸市西区）が、貸し出し用義手を確保する資金づくりのための寄付の呼びかけをはじめたのですが、同病院では、平成14年に筋電義手の訓練を全国に先駆けてはじめたものの、制度上の問題点として、自治体などの補助の対象として認定されて上限約3万7,200千円の自己負担で購入できる水準（医師の意見書が必要）まで操作が上達するまでに約3年の訓練を要するうえに、訓練中はこうした補助を受けられないため、普及が遅れてしまい、同病